

香川高等専門学校みらい技術共同教育センター規則

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、香川高等専門学校内部組織規則第19条第3項の規定に基づき、香川高等専門学校みらい技術共同教育センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究資源やその成果を用いて地域と連携し、地域の産業振興、教育文化などに貢献する際の拠点として機能することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 競争的資金他の学外研究資金の獲得に関する事。
- 二 本校教員と地域企業、自治体とのコーディネートに関する事。
- 三 教育機関、企業のe-learning支援に関する事。
- 四 ロボット教室及び理科系教員、社会人教育の支援に関する事。
- 五 情報リテラシー講座に関する事。
- 六 アントレプレナーシップ教育に関する事。
- 七 地域連携型創造性教育システムの構築に関する事。
- 八 三豊市、本校発のシーズの創出に関する事。
- 九 センターの管理運営及び利用計画に関する事。
- 十 その他センターの目的を達成するために必要と認められる事。

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 企画調整部門長
- 四 地域交流部門長
- 五 企画調整副部門長
- 六 地域交流副部門長
- 七 センター員

(センター長)

第5条 センター長は本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。

2 センター長は、センターに関する業務を掌理する。
3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、校長が選任する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。
3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(企画調整部門長、地域交流部門長)

第7条 企画調整部門長、地域交流部門長（以下「部門長」という。）は、センター長の推薦に基づき、校長が選任する。

2 部門長は、別表に掲げる当該部門の業務を処理する。
3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(企画調整副部門長、地域交流副部門長)

第8条 企画調整副部門長、地域交流副部門長（以下「副部門長」という。）は、センター長の推薦に基づき、校長が選任する。

2 副部門長は、それぞれの部門長を補佐する。
3 副部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第9条 センター員は、センター長の推薦に基づき、校長が選任する。

2 センター員は、センターの業務の遂行に当たる。
3 センター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 センターの円滑な運営を図るため、香川高等専門学校みらい技術共同教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 11 条 センターに関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表

	業 務 分 担
企画調整部門	<ul style="list-style-type: none">・競争的資金他の学外研究資金の獲得に関する事。・本校教員と地域企業、自治体とのコーディネートに関する事。
地域交流部門	<ul style="list-style-type: none">・教育機関、企業のe-learning 支援に関する事。・ロボット教室及び理科系教員、社会人教育の支援に関する事。・情報リテラシー講座に関する事。・アントレプレナーシップ教育に関する事。・地域連携型創造性教育システムの構築に関する事。・三豊市、本校発のシーズの創出に関する事。・センターの管理運営及び利用計画に関する事。